

岡山県美作ラグビー・サッカー場 自動販売機設置事業者公募公告

次のとおり、岡山県美作ラグビー・サッカー場に自動販売機を設置する者を公募する。

令和7年1月21日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 公募に付する事項

- (1) 名称 岡山県美作ラグビー・サッカー場自動販売機設置事業者公募
- (2) 設置期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の使用を許可することができる
と岡山県が判断した場合は、令和8年4月1日から2年を限度に、引き続き設置することができる。
- (3) 設置場所 岡山県美作ラグビー・サッカー場（美作市入田436-3）
- (4) 設置区分 岡山県美作ラグビー・サッカー場自動販売機設置事業者公募仕様書（以下「仕様書」という。）の「1公募物件」に記載した箇所に自動販売機を設置すること。

2 公募に参加できる者の資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人が公募に参加することができる。

- (1) 岡山県内に本店、支店又は営業所を有する者で、自動販売機の故障、苦情等の緊急時において迅速な対応ができる者であること。
- (2) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者については、その事実があった後3年を経過した者を除く。）であること。
 - ア 岡山県との契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 岡山県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が岡山県と契約を締結すること又は岡山県との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により岡山県が実施

- する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて岡山県との契約を履行しなかった者
- カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
- キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過していない者を契約の履行にあたり代理人、支配人又はその他の使用人として使用した者
- ク 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

(4) 県税、市町村税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

3 公募に関する事務を担当する課の名称等

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号（7階）

岡山県環境文化部スポーツ振興課

電話番号 086-226-7440（直通）

ファックス番号 086-225-0260

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

次のとおり、仕様書、提出書類様式等を配布する。

ア 配布期間 令和7年1月21日（火）から令和7年2月10日（月）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く）

イ 配布場所 上記3の場所に同じ

なお、岡山県ホームページからダウンロード可能

（<http://www.pref.okayama.jp/site/321/751611.html>）

(2) 必要書類の提出期間、場所及び方法等

この公募に参加を希望する者は、岡山県美作ラグビー・サッカー場自動販売機設置事業者公募参加意思表明書（様式第1号。以下「参加意思表明書」という。）その他必要書類を提出しなければならない。

また、提出した者は、提出した書類等に関し、岡山県から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

ア 提出期間 令和7年1月21日（火）から令和7年2月10日（月）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く）

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便その他配達証明が可能な方法に限る。）

エ 提出書類 次のとおり。ただし、指定のないものについては、証明年月日が参加意思表明書到達日前1箇月以内のもの。

(ア) 法人

- ① 参加意思表明書（様式第1号）
 - ② 販売品目一覧表（様式第2号） ※設置を予定している自動販売機のもの
 - ③ 設置を予定している自動販売機のカタログ
 - ④ 登記事項証明書（法務局が発行する現在事項全部証明書＜商号、住所、会社成立の年月日、役員等を証明するもの＞）
 - ⑤ 印鑑証明書（法務局が発行するもの）
 - ⑥ 決算関係書類（直近1事業年度分の貸借対照表、損益計算書）
 - ⑦ 役員等名簿（様式第3号）
 - ⑧ 岡山県県民局長が発行する県税の納税証明書（県税の未納（滞納）のないことの証明書）
 - ⑨ 岡山県内の市町村長が発行する完納証明書（市町村が徴収している税の未納（滞納）のないことの証明書）
…岡山県内に本店がある場合は、当該本店所在地の市町村の税の完納証明書
…岡山県内に営業所等のみがある場合は、県内の主たる営業所等所在地の市町村の税の完納証明書
 - ⑩ 本店等の所在地を所管する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（消費税及び地方消費税の未納（滞納）のないことの証明書＜その3の3＞）
- ※1年以内の所在地移転、名称変更など特別な事情により、上記証明書を提出できない場合は、下記（4）の方法により担当課へ確認した上で、当該事由説明書（様式任意）を添付すること。
- ※③～⑥及び⑧～⑩については、コピーでも可。
- ※④、⑤及び⑧～⑩については、証明年月日が参加意志表明書到達日前3箇月以内のもの。

(イ) 個人

- ① 参加意思表明書（様式第1号）
 - ② 販売品目一覧表（様式第2号） ※設置を予定している自動販売機のもの
 - ③ 設置を予定している自動販売機のカタログ
 - ④ 本籍地の市町村長が発行する身分証明書
 - ⑤ 法務局が発行する後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書
 - ⑥ 印鑑証明書（住所地の市町村が発行するもの）
 - ⑦ 岡山県県民局長が発行する県税の納税証明書（県税の未納（滞納）のないことの証明書）
 - ⑧ 岡山県内の市町村長が発行する完納証明書（市町村が徴収している税の未納（滞納）のないことの証明書）
 - ⑨ 所在地を所管する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（消費税及び地方消費税の未納（滞納）のないことの証明書＜その3の2＞）
- ※1年以内の所在地移転、氏名変更など特別な事情により、上記証明書を提出できない場合は、下記（4）の方法により担当課へ確認した上で、当該事由説明書（様式任意）を添付すること。
- ※③～⑨については、コピーでも可。
- ※④～⑨については、証明年月日が参加意志表明書到達日前3箇月以内のもの。

(3) 提出書類の審査

ア 審査結果の通知

上記(2)で提出された書類を岡山県が審査した結果、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、下記5の選考に参加することができない。

イ 選考参加資格要件不適合の理由の説明要求

アの通知を受け取った者は、令和7年2月18日(火)までに、上記3の宛先にファックスにより、説明を求める書面(様式任意)を提出することができる。

(4) 仕様に対する質問の受付

ア 受付期間 令和7年1月21日(火)から令和7年2月10日(月)までの
午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く)

イ 方 法 仕様書等に対する質問・回答書(様式第4号)によりファックスすること。

ウ 宛 先 上記3の場所に同じ

エ その他 選考後、仕様についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 選 考

選考に参加する者は、売上手数料率見積書(様式第5号。以下「見積書」という。)を次のとおり提出すること。

(1) 選考日時

令和7年2月20日(木) 午前11時00分

(2) 選考場所

岡山県庁地下1階入札室(岡山市北区内山下2-4-6)

(3) 見積書の提出方法

直接、選考場所へ持参すること。郵便、ファックスその他の方法による提出は認めない。

(4) 設置予定事業者の決定とその方法

地方自治法第234条第3項の規定に準じ、選考参加者が提出した見積書に記載された率が、岡山県が予定する売上手数料率以上で最高の売上手数料率をもって見積りした者を設置予定事業者とする。

(5) 見積書の記載方法

小数第一位までの売上手数料率を見積書に記載すること。

(6) 岡山県が予定する売上手数料率以上での選考参加者がいない場合は、直ちに再度見積りを行う。

(7) くじによる設置予定事業者の決定

設置予定事業者となるべき同率の見積りをした者が2人以上あるときは、直ちに、当該の者にくじを引かせて設置予定事業者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該選考事務に関係のない職員にくじを引かせ決定するものとする。

(8) 選考参加者は、その提出した見積書の引き替え、書き換え又は撤回をすることができない。

(9) 代理人が見積りをする場合は、見積書に選考参加者の商号又は名称等、並びに当該代理人(受任者)の氏名を記入して押印をしておかなければならない。

この場合は、選考日当日、契約を締結する権限を有する者からの委任状(様式第6号)を提出しなければならない。

(10) 岡山県は、選考参加者が連合し、又は不穩の挙動をする等選考を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、選考を延期し、又はこれを中止することがある。

7 見積の無効

次の売上手数料率の見積は無効とする。

- (1) 上記2に示した公募に参加できる資格のない者のした見積
- (2) 求められている義務を履行しなかった者のした見積
- (3) この公告に示した諸条件に違反した者のした見積
- (4) その他岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第140条各号に掲げる入札に準じた見積

8 設置事業者の決定

- (1) 岡山県は、岡山県が予定する売上手数料率以上で見積りをした者を対象として、選考後速やかに、上記6に該当していないかについて審査する。
- (2) (1)の審査は、最高の売上手数料率で見積りした者から、売上手数料率の低い選考参加者へと順次実施し、1者が上記6に該当していないことが確認できるまで行うものとする。
- (3) 審査の結果、見積書及び提出書類すべてが有効であると確認された者を設置事業者として決定する。

9 公表

上記7で決定した設置事業者名及び売上手数料率を、参加者全員に通知するとともに、岡山県ホームページにおいて公表する。

10 その他

- (1) 契約書等作成の要否
要
- (2) 契約保証金
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (3) 自動販売機の撤去及び移設について
岡山県又は岡山県美作ラグビー・サッカー場指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う工事等施設管理上の理由で自動販売機移設等の必要が生じた場合は、岡山県又は指定管理者が指定した期日までに、設置事業者の負担により対応するものとする。
- (4) その他詳細については、仕様書による。
- (5) 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (6) 採否にかかわらず、提出書類等は返却しない。
- (7) 提出書類等は、情報公開の請求により開示することがある。
- (8) 契約候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。